

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	自然保護課	整理番号	5-1
許認可等の種類	特別指定希少野生動植物の捕獲等の許可			
根拠法令条例等・条項	長野県希少野生動植物保護条例第14条第1項			
許認可等の概要	学術研究又は繁殖の目的その他規則で定める目的で特別指定希少野生動植物の生きている個体の捕獲等をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>長野県希少野生動植物保護条例第14条第3項</p> <p>知事は、前項の申請に係る捕獲等について次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、第1項の許可をしてはならない。</p> <p>(1) 捕獲等の目的が第1項に規定する目的に適合しないこと。</p> <p>(2) 捕獲等によって特別指定希少野生動植物の保護の支障を及ぼすおそれがあること。</p> <p>(3) 捕獲等をする者が適当な飼養栽培施設を有しないことその他の事由により捕獲等に係る個体を適切に取り扱うことができないと認められること。</p> <p>長野県希少野生動植物保護条例施行規則第9条</p> <p>条例第14条第1項の規則で定める目的は、教育の目的、特別指定希少野生動植物の個体の生息状況又は生育状況の調査の目的その他特別指定希少野生動植物の保護に資すると認められる目的とする。</p>			
基準の制定根拠	長野県希少野生動植物保護条例第14条第3項 長野県希少野生動植物保護条例施行規則第9条			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	30日			
期間の制定根拠	長野県希少野生動植物保護条例捕獲等許可等事務取扱要領(平成24年3月30日付け23自保第292号)部長通知			